

平成 27 年（2015 年）産業連関表作成基本方針

〔平成 28 年 3 月 18 日〕
産業連関部局長会議決定

我が国の産業連関表は、その作成に当たり広範多岐にわたる分野の膨大な統計資料等を用いていること等から、関係府省庁の共同事業体制をとっている。

このため、関係府省庁は、産業連関表を取り巻く社会・経済状況の変化や諸課題に適切に対応しつつ、産業連関表作成上の検討事項等に関して共通認識を持つことが必要である。

本方針は、こうした共通認識の確保のため、平成 27 年（2015 年）産業連関表の作成事業に係る基本的事項を定めたものである。

1 平成 27 年（2015 年）産業連関表の作成目的等

産業連関表は、財・サービスの生産活動における産業相互の連関構造、生産活動と最終需要面・付加価値面との関連といった国の基本的な経済構造を明らかにする重要な加工統計であるのみならず、国の経済見通しや各種経済政策の作成、個別施策の経済波及効果分析等に活用されているほか、国民経済計算等の各種経済統計等の基礎データにもなっている。

また、産業連関表は、消費、投資、輸出などの最終需要の変化が各産業の財・サービスの生産に及ぼす影響などを計数的に明らかにすることが可能であることから、民間企業等においても関連業界の動向の将来予測等にも幅広く利用されている。

さらに、産業連関表は、国際連合が示している国民経済計算体系において、それを構成するサブシステムの 1 つに位置づけられ、基本的に国際比較可能性が確保されていることから、国際機関や各国の政府研究機関等において各国の産業構造の比較等にも広く利用されている。

このため、産業連関表は、上記重要性にかんがみ、平成 22 年 7 月に、公的統計の中核をなす統計として、統計法上の基幹統計に指定されている（指定した旨の公示は平成 22 年 9 月）。

一方、産業連関表を取り巻く状況は、「経済センサス-活動調査」の実施に伴う平成 23 年（2011 年）を作成対象年とした前回の産業連関表（以下「平成 23 年表」という。）の作成時同様大きく変化しており、平成 27 年（2015 年）を作成対象年とする今回の産業連関表（以下「平成 27 年表」という。）についても、特に重要なものとして以下の点が挙げられる。

- ① 産業連関表関係の諸課題が盛り込まれた平成 26 年の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本計画」という。）の策定
- ② 産業連関表の部門分類の概念・定義等に関して整合性の確保を図る必要がある国民経済計算体系の 2008 年国際連合勧告や日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）の平成 25 年改定
- ③ 「経済センサス-活動調査」の調査時期の変更への対応（平成 23 年を対象年に実施した前回の同調査時期（平成 24 年 2 月）と比べ、平成 27 年を対象年に実施する今回の調査実施時期は 4 か月繰り下げ（平成 28 年 6 月）となる。）

こうしたことから、上記状況の変化を踏まえつつ、産業連関表を作成することとし、その作成に当たっての基本的事項を以下のとおり定める。

なお、産業連関表は、昭和 30 年（1955 年）表以来、西暦年の末尾が 0 又は 5 の年次を対象とし

て5年ごとに作成することを原則としてきたが、前回作成した産業連関表は、重要な基礎資料となる「経済センサス-活動調査」の調査対象年次が平成23年であったため、これに合わせて、当該原則とは異なるものの、平成23年（2011年）を作成対象年とすることとした。しかしながら、今回は同調査が平成27年（2015年）を作成対象年とするため、従来の西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成する原則に戻すこととし、名称は平成27年（2015年）産業連関表とする。

2 事業の実施体制

(1) 共同事業体制

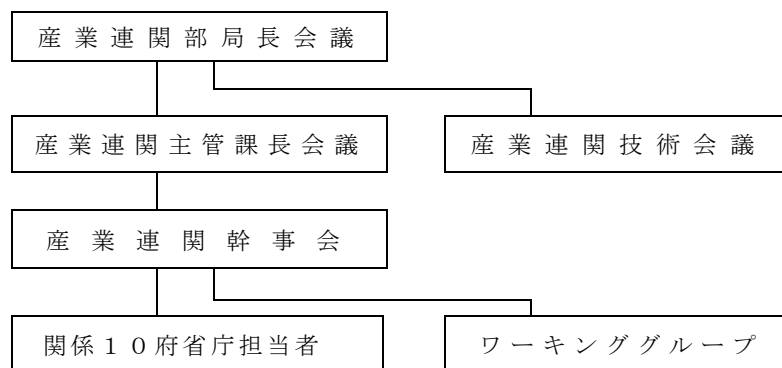
平成27年（2015年）産業連関表の作成は、平成27年度を初年度とする6か年度にわたる事業とし、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の10府省庁の共同事業体制により行う。

なお、必要に応じてその他の関係機関の協力を得るものとする。

(2) 事業組織及び作成業務の分担

ア 産業連関表の作成を円滑に進めるため、産業連関部局長会議等の機関を設ける。事業の実施体制及び各機関の機能と構成は、次のとおりとする。

< 事業の実施体制 >



< 各機関の機能と構成 >

- ① 産業連関部局長会議
産業連関表に関する基本事項を決定するため、関係府省庁の関係部局長をもって構成する。
- ② 産業連関主管課長会議
産業連関表に関する重要事項を決定するため、関係府省庁の主管課長をもって構成する。
- ③ 産業連関技術会議
産業連関部局長会議に対して産業連関表に関する技術的な助言を行うため、学識経験者をもって構成する。
- ④ 産業連関幹事会
産業連関表に関する事項の関係府省庁間の連絡及び関係府省庁に共通する問題の処理を行うため、関係府省庁の担当者の代表をもって構成する。必要に応じて部外協力者を参加させることができる。
- ⑤ ワーキンググループ

産業連関表の部門分類、概念・定義、推計方法等に関する具体的問題を集中的に検討するため、関係府省庁の担当者をもって構成する。

イ 関係府省庁の具体的な作成業務の分担は、「平成 27 年（2015 年）産業連関表作成基本要綱」において決定することとする。

なお、各府省庁の主たる作成業務の分担は次のとおりである。

＜ 各 府 省 庁 の 主 た る 作 成 業 務 の 分 担 ＞

府 省 庁	主 た る 作 成 業 務 の 分 担
総 務 省	① 立案、連絡、調整及び公表の総括 ② 電子計算機による製表及び分析計算 ③ 郵便・信書便、情報通信（他府省庁が担当する部門を除く。） ④ 最終需要部門のうち輸出入
内 閣 府	① 下水道、公務、その他の非営利団体サービス、対個人サービス（他省庁が担当する部門を除く。） ② 最終需要部門（輸出入を除く。） ③ 粗付加価値部門（雇用者所得を除く。）
金 融 庁	金融・保険
財 務 省	塩、酒類、たばこ、法務・財務・会計サービス
文部科学省	学校給食、教育・研究
厚生労働省	① 医薬品、上水道・簡易水道、医療・福祉、労働者派遣サービス、建物サービス、生活衛生関係サービス ② 粗付加価値部門のうち雇用者所得
農林水産省	農林水産業、飲食料品製造業（学校給食、酒類及びたばこ部門を除く。）、木材
経済産業省	① 鉱工業（他府省庁が担当する部門を除く。）、再生資源回収・加工処理、電力・ガス・熱供給、工業用水、商業、情報サービス、新聞、出版、対事業所サービス（他府省庁が担当する部門を除く。） ② 事務用品
国土交通省	① 建設、不動産、土木建築サービス ② 運輸、船舶・同修理、鉄道車両・同修理
環 境 省	廃棄物処理

(3) 予算

産業連関表の作成に関する予算措置については、各年度の必要経費（職員の人件費を除く。）を総務省に一括計上し、これを作成業務の内容に応じて関係府省庁に配分することとする。

3 事業の内容

産業連関表（取引基本表）、係数表、付帯表及び接続産業連関表を作成する。これらの表の形式等については、次のとおりとする。なお、前記 1 で述べたとおり、経済センサス-活動調査の調査実施時期が繰り下げになる中で、前回表に比べ公表を早期化できるよう、作業の効率化に取り組む。具体的には、これまで速報及び確報の二段階で公表していたものを、速報の利活用が少ないことも勘案し、1 回での公表（従来の確報をベースにしたもの）とする。

- (1) 産業連関表は、「商品×アクティビティ（商品）のクロス表」を作成する。表の種類は、価格評価の違いによる生産者価格評価表及び購入者価格評価表並びに輸入の扱いの違いによる競争輸入型表及び非競争輸入型表（基本分類のみ）とする。
- (2) 係数表は、原則として平成 23 年表に準じた表を作成する。
- (3) 付帯表は、その利用状況、作成方式を検討の上、産業連関表全体の作成作業の効率化、公表の早期化の観点からその作成の在り方を検討する。
- (4) 平成 27 年（2015 年）産業連関表完成後に、平成 17－23－27 年接続産業連関表を作成する。
なお、その作成に当たっては作業の効率化の観点から表形式、実質化の方法も含めその作成の在り方を検討する。

4 作成上の留意点及び主な検討事項等

(1) 作成上の留意点

- ア 近年の我が国経済構造の急速な変化への対応の必要性や産業連関表の基幹統計としての指定を踏まえ、産業連関表の推計精度の一層の向上を図るため、推計基礎資料の収集・整備の充実及び改善を図る。
- イ 産業連関表の利用のニーズに合った部門の設定を行うとともに、特殊な扱いを可能な限り整理し、利用しやすい表を作成する。
- ウ 経済統計の体系整備及び国際比較可能性を高める観点から、国際連合が 2008 年から 2009 年にかけて採択した国民経済計算体系（以下「08SNA」という。）における概念・定義との関係を整理する。
- エ 基礎資料の収集・整備、計数の推計、計数調整等各段階での作成業務の合理化・効率化を進める。

(2) 主な検討事項

ア 基本計画の課題への対応

基本計画に掲げられた産業連関表関係の諸課題について、以下により計画的に検討を進める。

① 基本価格表示による産業連関表の作成に向けた検討

基本価格表示による産業連関表については、推計に必要な一次統計資料の新たな収集も含め、その試算等作成方法、精度等の検討を行う。

② 自社開発ソフトウェア及び研究開発（R&D）に係る経費の産業連関表での取り扱いの検討

各部門の中間消費に含まれている自社開発ソフトウェアに係る経費及び研究開発（R&D）に係る経費について固定資本形成としての計上を図ることについては、産業連関表としての取り扱いに関して、定義範囲の検討、一次統計等推計資料の整備状況の検討を行うなど、基本要綱の作成までに結論を得る。

イ 08SNA、産業分類の改定等に伴う課題への対応

① 概念・定義及び推計方法

平成 23 年表を基本としつつ、産業連関表の利用ニーズにも配慮して、産業分類の平成 25 年改定に準拠した概念・定義の検討を行う。併せて、08SNA の概念・定義との整合性の確保を図る観点から、内閣府における国民経済計算上の取扱いの検討結果を平成 28 年度末までに得て、これを勘案しつつ、産業連関表上の取扱いに関する検討を計画的に行う。また、推

計方法については、「経済センサス活動調査」の調査内容を踏まえつつ、より一層の精度向上の観点からの検討を行う。技術的事項については、産業連関技術会議を積極的に開催し、専門的見地からの検討を行う。

② 部門・品目分類

平成 23 年表を基本としつつ、産業分類や産業構造の変化等を踏まえ、国際標準産業分類等国際分類による国際比較可能性の確保にも配慮して、部門分類を検討する。特に「管理、補助的経済活動を行う事業所」への対応や再生可能エネルギー等新たな部門の創設について十分に検討する。併せて部門の担当府省庁について検討する。

③ 推計基礎資料の充実

推計基礎資料の充実を図るため、一次統計所管部署との連携を取りながら、既存統計の組替集計の内容について検討する。また、推計精度の向上の観点から、行政記録情報や民間統計の活用についても積極的に検討する。

(3) 作成の効率化及び相互協力

ア 平成 27 年（2015 年）産業連関表の精度向上と作成の効率化を図るため、産業連関表作成業務支援プログラムの継続的見直しを行う。

イ 産業連関表の作成には専門的知識と膨大な業務量を必要とするため、各府省庁は、要員の適正配置に努めるとともに、他の業務との適切な調整に十分に留意する。

ウ 各府省庁は、それぞれが共同事業組織の一員であることを十分に認識し、相互協力の下に作成を進める。

(4) その他

ア 産業連関分析や産業連関表の利用方法等の検討

各府省庁は、所管分野での産業連関分析や産業連関表の利用方法等の検討を引き続き行う。

イ 地域産業連関表の作成に係る地方公共団体への支援

地域産業連関表を作成する地方公共団体に対して、推計基礎資料の提供等の面で支援を行う。

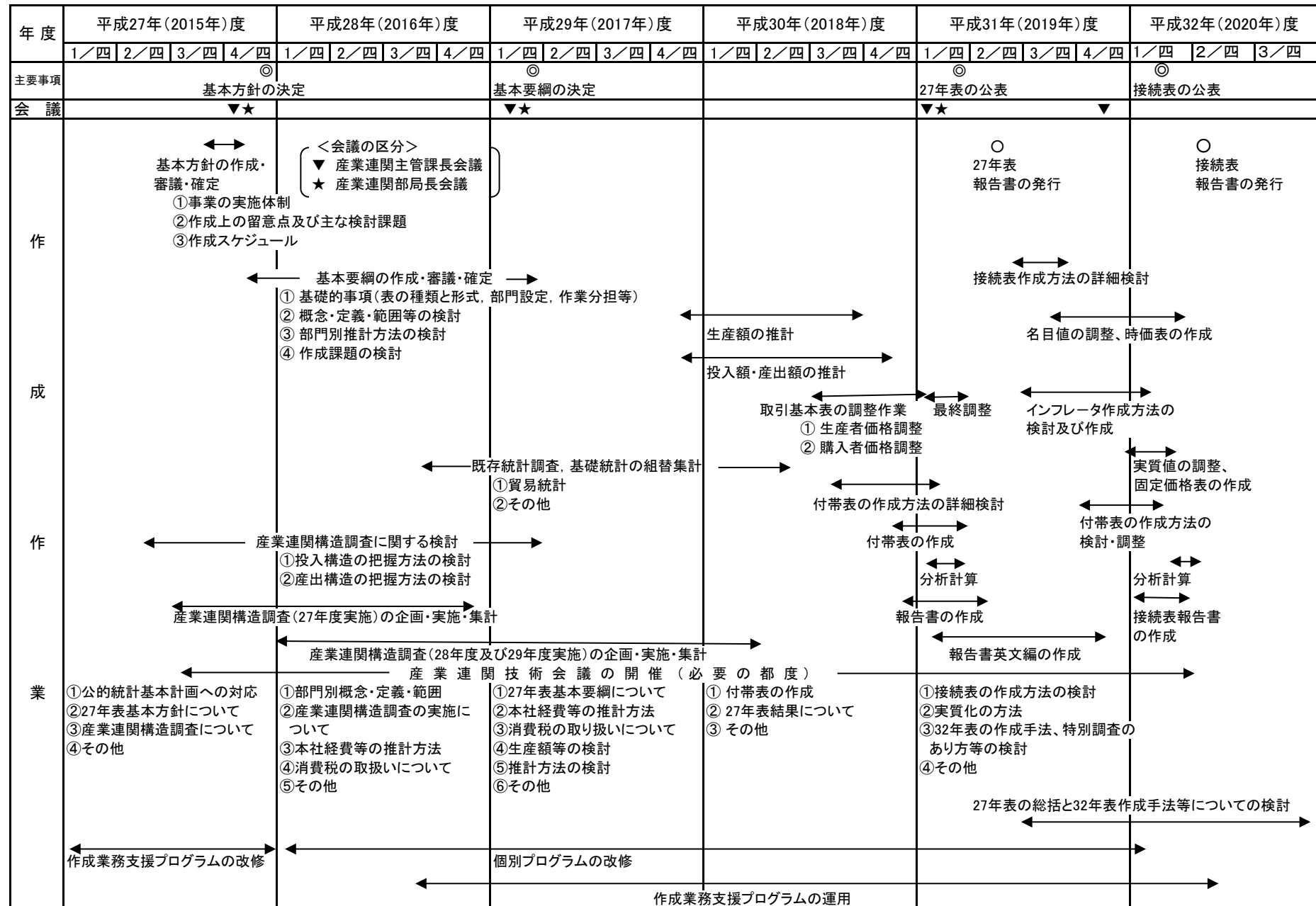
5 作成スケジュール

作成スケジュールの概要は、別紙のとおりとする。

6 その他

今後の統計体系の整備の状況を踏まえて、平成32年（2020年）を作成対象年とする次回の産業連関表の作成のあり方について、その作成が円滑に開始されることに資するため、平成27年（2015年）産業連関表の作成期間（平成27年度を初年度とする6か年度）中に、必要に応じて検討を行うなど適切な措置を講じる。

平成27年(2015年)産業連関表作成スケジュール



〔参考〕平成27年（2015年）産業連関表作成機関名簿

(1) 産業連関部局長会議

総務省政策統括官（統計基準担当）
内閣府経済社会総合研究所次長
金融庁総務企画局長
総務省統計局統計調査部長
財務省大臣官房長
文部科学省生涯学習政策局長
厚生労働省大臣官房統計情報部長
農林水産省大臣官房統計部長
経済産業省大臣官房審議官（調査統計グループ長）
国土交通省総合政策局情報政策本部長
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

(2) 産業連関主管課長会議

総務省政策統括官付統計審査官
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長
金融庁総務企画局企画課調査室長
総務省統計局統計調査部調査企画課長
財務省大臣官房総合政策課長
文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長
厚生労働省大臣官房統計情報部企画課長
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官
経済産業省大臣官房調査統計グループ調査分析支援室長
国土交通省総合政策局情報政策課長
国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長